

# 火災共済 火事や災害で被害にあったときに

**加入資格** 組合員、従業員およびその家族、ならびに組合が認めた方です。

**加入日** 毎月1日に加入できます。

**加入共済金** 契約する物件【建物・動産(家財・店舗造作営業用什器一式)】1件あたり50万円から500万円まで、50万円ごとに加入できます。ただし、建物1戸について500万円が限度です。

**契約の物件条件** 契約者が所有するもので、時価に評価できる物件に限ります。

※借り店舗の場合は、所有する店舗造作営業用什器一式のみ加入できます。

**共済期間**

- 都道府県組合(契約更改日)による加入日より1年間で、掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- 中途加入者の共済期間は、加入日より次の契約更改日の前日までです。

各組合別契約更改日一覧表

契約更改日	都道府県	契約更改日	都道府県
4月1日	北海道・青森・秋田・山形・岩手	10月1日	岐阜・三重・石川・富山・福井
5月1日	宮城・福島・群馬・栃木	11月1日	大阪・京都
6月1日	新潟・茨城・千葉	12月1日	滋賀・奈良・和歌山・兵庫
7月1日	神奈川・埼玉・山梨	1月1日	岡山・広島・山口・島根・鳥取
8月1日	東京	2月1日	福岡・熊本・鹿児島・佐賀・長崎・大分・宮崎・沖縄
9月1日	長野・静岡・愛知	3月1日	香川・徳島・愛媛・高知

## 掛金(年額) 掛捨て

加入物件	加入共済金額と掛金				
	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
耐火構造物件	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
非耐火 住宅物件	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
非耐火 一般物件	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

※非耐火構造物件であるにもかかわらず、誤って耐火構造物件の契約をしていた場合、共済金を削減して支払います。  
 ※中途脱退された場合は、掛金はお返ししません。  
 ※掛金には本制度の運営事務費が含まれています。

耐火構造物件	住宅物件	M構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物のいずれかに該当する共同住宅 耐火建築物の共同住宅
		T構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、鉄骨造建物 耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物
一般物件	1級	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、耐火被覆鉄骨造建物、耐火建築物	
		2級	鉄骨造建物、準耐火建築物、省令準耐火建物
非耐火	住宅物件	H構造	上記M構造およびT構造に該当しない建物
	一般物件	3級	上記1級および2級に該当しない建物

## 補償内容

火災事故および破裂・爆発事故による共済目的物(建物・家財・店舗造作営業用什器一式)の損害を補償

※一般の火災保険にも加入し、契約額の合計額が加入物件の時価額を超えている場合、保険会社側の支払額が削減されることになります。

### 店舗休業見舞金

営業部分の火災事故により営業ができずに休業した場合、営業を再開するまでの休業している期間(日数)について、加入共済金額に応じた見舞金を支払います。

※ただし、最大25日分が限度となります。



加入共済金額	見舞金(日額)
100万円加入	4,000円
200万円加入	8,000円
300万円加入	12,000円
400万円加入	16,000円
500万円加入	20,000円

### 火災以外の見舞金

火災だけでなく風水害等の天災(地震・噴火・津波を除く)により、損害を受けたときも見舞金を支払います。



種類	支払い条件	見舞金額
水害	集中豪雨等により、店舗に浸水の場合は店舗の床上45cm以上、住宅部分への浸水の場合は床上浸水となったとき	加入共済金総額の <b>1%</b>
落雷	電気製品等の損害が、20万円以上となったとき	加入共済金総額の <b>1%</b>
風・ひょう・雪災	建物に200万円以上の損害を受けたとき	加入共済金総額の <b>4%</b>